# 特別養護老人ホーム ゆう愛 重要事項説明書 < 令和 7年 4月 1日 現在 >

# 1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0276-37-8343 (午前8時30分~午後5時30分まで)

担当 生活相談員 吉田 雅章

\* ご不明な点は、お気軽にお申し付けください。

## 2. 特別養護老人ホーム ゆう愛の概要

# (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	特別養護老人ホーム ゆう愛
所在地	群馬県太田市寺井町565
介護保険指定番号	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 指定番号: 1090500065

## (2) 同施設の職員体制

	門過級等極與什	11-3			
		資格	常勤	非常勤	計
管理	<b>里者</b>	社会福祉主事	1名(1)		1名(1)
医角	师			2名(2)	2名(2)
生剂	舌相談員	社会福祉主事	1名(1)		1名(1)
管理	理栄養士	管理栄養士	1名		1名
機能	能訓練指導員	看護師	1名		1名
介記	雙支援専門員	介護支援専門員	1名(1)		1名(1)
調理	理員	調理師	2名		2名
事	<b></b> 務職員		1名		2名(1)
介		看護師			
護	1	准看護師	2名		2名
• ≢	介	護福祉士	7名 (4)		7名 (4)
看護	初任者研修・ヘルパー	-1~2級修了者	1名		1名
職	社会	福祉主事	5名		5名
員		その他			
	•		•		•

## ( ) 内は男性再掲

# (3) 同施設の設備の概要

定	員	長期:29名 短期(空床利用)	医務室	1室
居	室	個室 29室	リビング	3室
浴	室	一般浴槽・特殊浴槽・リフト浴		

#### 3. サービス内容

①地域密着型施設サービス計画の立案

②居 室 全室個室

③食 事 基本として食堂にておとりいただきます。

朝 食 7時40分から

昼 食 12時から

夕 食 18時から

④入 浴 個人浴槽で、週に最低2回入浴していただけます。

ただし、状態に応じリフト浴、特別浴または清拭となる場合があります。

⑤介 護 施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。

着替え、排泄、食事等の介助

おむつ交換、体位交換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等

⑥機能訓練 交流ホール等にて機能訓練を行います。

⑦生活相談 常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関することも含め相談できます。

⑧健康管理 当施設では、年1回健康診断、インフルエンザの予防接種を行います。

また、診察室にて診察や健康相談サービスを受けることができます。

⑨特別食の提供 当施設では通常のメニューの他に特別食をご用意する事もできます。

**②利が及り延伝 コル散では通用のパーエ ツ他に刊が及るこれ思するずりできます** 

詳しくは職員にお尋ねください。尚、料金は別途かかります。

⑩理美容サービス 当施設では毎週特定日に理容サービスを実施しております。

料金は別途かかります。

⑪行政手続代行 行政手続の代行を施設にて受け付けます。ご希望の際は職員にお申し出下さい。

ただし、手続に係る経費はその都度お支払いいただきます。

◎日常費用支払代行 介護以外日常生活にかかる諸費用に関する支払代行費用をいただきます。

サービスご利用に際しては別途『日常費用支払代行契約書』の締結が必要となります。

⑬所持品の保管 居室のスペースに置くことのできない所持品を保管室にて預かります。

ただし、預けることのできる所持品の種類や体積に制限がありますので

許容限度内とさせていただきます。

⑭レクリエーション 当施設では、毎月の誕生会をはじめ年間を通して入居者交流会等の行事を

行います。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

# 4. 利用料金

# (1) 基本料金(施設利用単位)

(個 室)

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5
1日あたり 利用単位	682 単位	753 単位	828 単位	901 単位	971 単位

# (2) サービス利用単位(加算)

○ 初期加算 (入所時及び入所後の30日を超えて

〇 仍为如如李 (八)不及〇八八度0500日を超えて		
入院をした場合の再入所後の最初の30日間)	1日あたり	30単位
○ 安全対策体制加算	1回あたり	20単位
○ 日常生活継続支援加算(Ⅱ)	1日あたり	46単位
○ 栄養マネジメント強化加算	1 目あたり	11単位
○ 療養食加算 (医師の指示により提供された場合)	1 食あたり	6単位
○ 再入所時栄養連携加算	1回に限り	200単位
○ 退所時栄養情報連携加算	1回に限り	70単位
○ 経口移行加算	1日あたり	28単位
○ 経口維持加算 (Ⅰ) 著しい誤嚥が認められる方	1月あたり	400単位
経口維持加算(Ⅱ)誤嚥が認められる方	1月あたり	100単位
○ 精神科医療養指導加算	1日あたり	5単位
○ 外泊時費用	1日あたり	246単位
○ 外泊時在宅サービス利用費用	1日あたり	560単位
(入院・外泊時に1ヶ月に6日を限度として)		
○ 特別通院送迎加算	1月あたり	594単位
○ 退所時情報提供加算	1回あたり	250単位
○ 配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間の場合)	1回あたり	650単位
配置医師緊急時対応加算 (深夜の場合)	1回あたり	1300単位
配置医師緊急時対応加算	1回あたり	325単位
(通常の勤務時間外の場合 早朝・夜間及び深夜を除く)		. = \\\ \
○ 看護体制加算 (I) イ	1日あたり	12単位
看護体制加算(Ⅱ)イ	1日あたり	23単位
○ 口腔衛生管理加算(I)	1月あたり	90単位
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	1月あたり	110単位
○ 排せつ支援加算 (I)	1月あたり	10単位
排せつ支援加算 (Ⅱ)	1月あたり	15単位
排せつ支援加算 (Ⅲ)	1月あたり	20単位
○ ADL維持加算 (I)	1月あたり	30単位
ADL維持加算(Ⅱ)	1月あたり	60単位
個別機能訓練加算 ( I )	1 目あたり	12単位
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	1 目あたり	20単位
個別機能訓練加算(Ⅲ)	1日あたり	20単位
○ 褥瘡マネジメント加算 (I)	1月あたり	3単位
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1月あたり	13単位
○ サービス提供体制強化加算( I )	1日あたり	22単位
サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)	1日あたり	18単位
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日あたり	6単位
○ 科学的介護推進体制加算 (I)	1月あたり	40単位
科学的介護推進体制加算 (Ⅱ)	1月あたり	50単位
○ 看取り介護加算(Ⅰ)		
亡くなられた日以前31日以上45日以下については	1日あたり	72単位
亡くなられた日以前4日以上30日以下については	1日あたり	144単位

	亡くなられた日の前日及び前々日については	1日あたり	680単位
	亡くなられた日については		1280単位
	看取り介護加算 (Ⅱ)		
	亡くなられた日以前31日以上45日以下について	ては 1日あたり	72単位
	亡くなられた日以前4日以上30日以下について	は 1日あたり	144単位
	亡くなられた日の前日及び前々日については	1日あたり	780単位
	亡くなられた日については		1580単位
$\circ$	認知症専門ケア加算(I)	1日あたり	3単位
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1日あたり	4単位
$\bigcirc$	認知症チームケア推進加算(I)	1月あたり	150単位
	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	1月あたり	120単位
$\bigcirc$	認知症行動・心理症状緊急対応加算	1日あたり	200単位
$\bigcirc$	若年性認知症入所者受入加算	1日あたり	120単位
$\circ$	自立支援促進加算	1月あたり	280単位
$\bigcirc$	高齢者施設等感染対策向上加算 ( I )	1月あたり	10単位
	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	1月あたり	5単位
$\bigcirc$	新興感染症等施設施設療養費	1日あたり	240単位
$\bigcirc$	外泊時費用	1日あたり	246単位
$\bigcirc$	外泊在宅サービス利用費用	1日あたり	560単位
	(入院・外泊時に1ヶ月に6日を限度として)	- H . In . In . In	1014 /-
$\circ$	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	1日あたり	46単位
_	夜勤職員配置加算(IV)イ	1日あたり	61単位
$\bigcirc$	生産性向上推進体制加算(I)	1月あたり	100単位
_	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月あたり	10単位
0	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1ヶ月あたりの総利月	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1ヶ月あたりの総利り	
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1ヶ月あたりの総利月	
	介護職員処遇改善加算(IV)	1ヶ月あたりの総利力	
			(令和6年6月施行)
$\bigcirc$	地域加質(国の基準・大田市は7級地)	1単位あたり	10.17円にて箟定

○ 地域加算(国の基準・太田市は7級地) 1単位あたり 10.17円にて算定

# ※ 加算に関して

上記以外にも加算があり、算定された場合には料金が加算されます。 自己負担額は、介護保険負担割合証に応じた金額となります。

# (3) 介護給付対象における自己負担割合について

合計所得金額	自己負担割合
280万円未満	1 割
280万円以上340万円未満の方	2 割
340万円以上の方	3 割

### (4) その他の利用料金

① 食事提供費

食 費 1日あたり 1,620円

(朝食 390円 昼食 640円 夕食 590円)

② 居住費 (滯在費)

個 室 1日あたり 2,066円

入院・外泊期間中において、居室が確保されている場合は、所定の居住費の御負担頂きます。 特定入所者介護サービス費対象者(介護負担限度額認定証をお持ちの方)における居住費の 減額は、6日間(月末で翌月に連続する場合は、最長で12日間)のみとなり以降について は上記の金額を頂きます。

短期入所で居室を使用した場合は、居住費はいただきません。

③ 事務費·管理費

1日あたり 50円

- ④ 特別食 メニューによって異なりますのでその都度相談いたします。
- ⑤ 理美容費 1回あたり 2,000円~3,000円 パーマ・カラー別途
- ⑥ その他 その他レクリエーション、行事等の費用等は自己負担となる場合があります。

	1日あたりの自己負担分				
	居住費	食費			
個 室	2,066 円	1,620 円			

※負担限度額に該当しない利用者は上記の金額となります

### (5) 負担限度額

1日あたりの自己負担分				
	启	子 住費	食費	
生活保護受給者の人等 老齢福祉年金受給者で 世帯全員が市民税非課税の人	ユニット型個室	880 円	300 円	
世帯全員が市民税非課税 前年の合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万以下の人	ユニット型個室	880 円	390 円	
世帯全員が市民税非課税で合計所 得金額と課税年金収入額と非課税 年金収入額の合計が80万越120万 円以下の人	ユニット型個室	1,370円	650 円	
世帯全員が市民税非課税で合計所 得金額と課税年金収入額と非課税 年金収入額の合計が120万円超の 人	ユニット型個室	1,370円	1,360 円	
世帯に住民税課税となっている人がいる人	ユニット型個室	2,066 円	1,620 円	

<sup>※</sup>負担額の減額を受ける場合は「介護保険負担限度額認定証」を提出して ください。

## (6) 社会福祉法人による減免

社会福祉法人による利用者負担軽減制度があり、第3段階のうち課税年金収入額と合計所得金額の合計が150万円以下の方(市町村が生計困難であると認めた方)については負担額の1/4を減額します。

ただし、第1段階については1/2とします。 (減額は社会福祉法人が負担)

## (7) 支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、当月末日以内にお支払いください。 お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、原則として口座振替によるご契約をお願い致します。

#### 5. 入退所の手続き

(1) 入所手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。 入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

#### (2) 退所手続き

- ① 利用者のご都合で退所される場合 退所を希望する日の7日前までにお申し出下さい。
- ② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当(要介護1要介護2または、要支援、自立)と認定された場合

※要介護認定において、要介護度1又は、2と認定された者で、特例入所の用件に該当しないと 認められた場合。この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

・利用者がお亡くなりになった場合

#### ③ その他

- ・利用者が、サービス利用料金の支払を12ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したに もかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当施設や当施 設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、退所してい ただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・お客様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了60日前までに文書で通知いたします。

### 6. 当施設のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

当施設は、介護保険法・老人福祉法の理念及び関係法令に基づき、可能な限り、利用者の居宅における生活への復帰を念頭に置いて、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、次の事項を重点方針として介護サービスの提供に万全を期するものといたします。

- ① 利用者の心身の状況、解決すべき課題の把握、利用者や家族の意向等を踏まえた上で、 介護サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等、サービス目標を盛り込んだ 地域密着型施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
- ② 利用者の意思及び人権を尊重し、自由な行動の保障により、生きる喜びの感じられる 安らかな生活の場の提供に努めます。
- ③ 利用者の最大の楽しみである給食については、その嗜好にそったメニュー作りと共に 温・冷配膳車による適時適温の給食と併せ、ゆとりある食事時間を確保いたします。
- ④ 利用者の健康的な生活の維持を図るため、医療看護体制の充実により疾病の早期発見 早期治療に努めるとともに、ターミナルケアについても積極的に対処して参ります。
- ⑤ 「同仁会ホームページ」については、一層の内容の充実に努め、施設情報の開示を積極的に進め開かれた施設運営を目指します。
- ⑥ 「やさしさと思いやりの心で、感謝の心を込めてやさしい言葉で接する」を同仁会基本 理念として利用者が健全で安楽な生活を送れるよう、全職員が一丸となってより良い介 護に利用者が健全で安楽な生活を送れるよう、全職員が一丸となってより良い介護に最 善をつくします。

#### (2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	有	
従業員への研修の実施	有	年1回 以上を実施しています
サービスマニュアルの作成	有	
身体的拘束	無	緊急やむを得ない場合は除きます
その他		

## (3) 施設利用に当たっての留意事項

・面会			面会時間は午前9時から午後7時の間。事前にご連絡ください。
			面会簿を必ず記帳して下さい。
・外出、	外泊		原則として自由ですが、宿泊開始3日前までに施設に届け出
			て下さい。
<ul><li>飲酒、</li></ul>	喫煙		施設において定めた場所であれば結構です。
<ul><li>設備、</li></ul>	器具の利用		本来の用途に従って自由に利用できます。
<ul><li>金銭、</li></ul>	貴重品の管理	<b>!</b>	介護保険対象外サービスとして、別に定める契約により管理さ
			せて頂きます。

・宗教活動 信教については自由ですが、施設内での宗教活動はできません。

・ペット 施設内でペットを飼うことはできません。

### 7. 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。

協力病院	所在地	連絡先
太田記念病院	太田市大島町455	$0\ 2\ 7\ 6 - 5\ 5 - 2\ 2\ 0\ 0$
イムス太田中央総合病院	太田市東今泉町875-1	0276-37-2378
宏愛会第1病院	太田市六千石町99-63	0277-78-1555
福島歯科医院	太田市東新町373ハニーライズ404号	090-8581-7178

### (1) 事故発生時の対応について

- ① 当事業所は利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ② 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、保管します。
- ③ 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
- (2) 事故発生時の対応方法について
  - ① 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
  - ② 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

<市町村名> 太田市

<担当名> 介護サービス課 (0276-47-1856)

<家族等連絡先> 契約書署名者参照

<ショートの場合> 担当指定居宅介護支援事業所

なお、事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています

<保険会社名> 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

<保険名> 賠償責任保険

<保障の概要> 社会福祉法人 全国社会福祉協議会(しせつの損害補償)

(社会福祉施設のさまざまなリスクに対応している)

8. 非常災害対策

・防災時の対応 ----------------- 別に定める防災応急計画に基づき、自衛消防組織及び

地域防災協力組織により初動対応を行います

・防災設備 消火器・スプリンクラー・自動火災報知設備・非常通報

設備・その他

・防災訓練 総合訓練(夜間想定を含む)は3月と10月、部分訓練は

必要に応じ実施します。

·防火管理者 生活相談員 吉田 雅章

9. サービス内容に関する相談・要望・苦情等の窓口

サービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

① 当施設ご利用者相談・要望・苦情担当 受付時間: 8時30分~17時30分

担当 管理者 天笠 光啓 電 話: 0276 - 37-8343

生活相談員 吉田 雅章

② その他

当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

太田市役所0276-47-1111 (代) 介護サービス課 (0276-47-1856) 月曜~金曜 時間 8:30~17:15

国民健康保険団体連合会 介護保険課 027-290-1323(代) 月曜~金曜 時間 9:00~17:00

③ 第三者評価の実施状況 実施なし

## 10. 当法人の概要

名称・法人種別 代表者役職・氏名 社会福祉法人 同仁会 理事長 穂 積 照 雄

本社所在地·電話番号

群馬県太田市八幡町27-7 電話0276-55-3500

定款の目的に定めた事業

### 第1種社会福祉事業

1、救護施設 太陽の家 設置経営 2、特別養護老人ホーム 鶴生田園 設置経営 3、特別養護老人ホーム 大 泉 園 設置経営 4、特別養護老人ホーム みづほの里 設置経営 5、特別養護老人ホーム ゆう愛 設置経営 6、特別養護老人ホーム ささら子の里 設置経営 7、ケアハウス たかちほ 設置経営 8、太田市養護老人ホーム 受託経営

#### 第2種社会福祉事業

短期入所生活介護専用施設

- 1、ショートステイ愛
- 2、ショーステイ八幡

#### 通所介護 (デイサービスセンター)

- 1、ゆう愛デイサービスセンター
- 2、大泉園デイサービスセンター
- 3、みづほの里デイサービスセンター
- 4、西小泉デイサービスセンター愛
- 5、デイサービスセンターぐるっぺ
- 6、デイサービスセンター八幡

## 認知症対応型通所介護(デイサービスセンター)

1、デイサービスセンター nico

#### 訪問介護(ホームヘルパーステーション)

- 1、みづほの里ホームヘルパーステーション
  - ① 鶴生田園出張所
  - ② 大泉園出張所
  - ③ 西小泉出張所
- 2、ヘルパーステーションぐるっぺ

## 公益事業

#### 居宅介護支援事業

- 1、鶴生田園居宅介護支援事業所
- 2、大泉園居宅介護支援事業所
- 3、みづほの里居宅介護支援事業所
- 4、居宅介護支援事業所ぐるっぺ
- 5、ゆう愛居宅介護支援事業所

サービス付き高齢者住宅

1、ぐるっペ絆

太田市地域包括支援センター(受託)

1、強戸・毛里田地域包括支援センター

小規模多機能型居宅介護

1、小規模多機能ホーム ゆう愛

## 訪問入浴介護

1、みづほの里訪問入浴介護事業所

## 障がい者相談支援

1、みづほの里障がい者相談支援事業所

# 診療所

1、八幡クリニック

#### 保育園

1、ささら子保育園

# 11. 介護サービス情報の公開

介護サービスの利用者等が、公表されたサービス事業所の情報と比較検討することにより 利用時の主体的な事業者選択を可能にすることを目的としています。

公表された情報について、資料として必要な場合はお申し出ください。

なお、下記のホームページでご覧いただけます。

[群馬県介護サービス情報の公表URL] http://www.kaigo-joho.pref.gunma.jp

介護老人福祉施設入所にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて 重要な事項を説明し同意を得て交付しました。

事業所

所在地群馬県太田市寺井町565名称特別養護老人ホームゆう愛

説明者 所属 生活相談員

氏名 吉田 雅章 印

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要事項の 説明をうけ同意し受領いたしました。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を 交付及び保有するものとします。

事業所

事業所名 特別養護老人ホームゆう愛(指定番号:群馬県 1090500065)

住 所 群馬県太田市寺井町565

代表者名 施設長 天笠 光啓 印

利用者 住所

氏名

身元引受人 住所

御家族

(代理人) 氏名 印

(利用者との続柄 )